

第 I 章 研究の仮説と方法

昭和 25 年に短期大学制度が暫定的ながら発足して以来、わが国短期大学教育は 30 余年の歴史を有している。この間、高等教育の一環としての短期大学教育は国民の教育要求とのかかわりにおいて自からをどのように位置づけ、その教育のレイゾンデートルをどのように表明してきたのであろうか。これについて『大学教育』⁵⁾は、短期大学制度発足直後の私立短期大学当局者の意見、抱負を、それは「短期大学教育の一般的教養的機能を強調する立場、成人教育機能を強調する立場、地域性を強調する立場、女子教育への意義を強調する立場、職業教育としての意義を強調する立場……」を主張するものであったと整理し、発足直後の短期大学が多様な立場にもとづいて運営されようとしていたことを述べている。事実、このような立場の表明は、単に学校当局者の意見、抱負の表明にとどまらず、制度発足時の短期大学の教育編成が「法律・経済・商業」、「文学」、「家政」、「理学・工学」分野⁶⁾を中心にほぼ同じ比重⁷⁾をもって位置づけられていたことによって説明されよう。

しかし、その後の短期大学教育の再編の動向はさまざまな形で起ってくる。例えば、この動向を制度的側面で見ると、(イ)いわゆる「専科大学法案」⁸⁾をめぐる一連の動きと高等専門学校制度の確立、(ロ)昭和 39 年 6 月の「学校教育法」の改正による短期大学制度の恒久化、(ハ)昭和 46 年 9 月の、高等教育の種別化と類型化を提言した中教審答申『今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について』等の中に見ることができる。また、短期大学教育の具体的な行政的側面からみれば、(イ)昭和 32 年度を初年度とする「科学技術者養成計画」⁹⁾、(ロ)昭和 36 年度を初年度とする「科学技術者養成計画」¹⁰⁾、(ハ)昭和 39 年度を初年度とする「幼稚園教育振興 7 ヶ年計画」¹¹⁾、(ニ)昭和 40 年代初期からはじまる大学入学志願者急増対策としての「大学の拡充整備計画」¹²⁾、(ホ)昭和 46 年度を初年度とする「新幼稚園教育振興 10 ヶ年計画」¹³⁾、(ヘ)昭和 48 年度を初年度とする「無医大県解消計画」¹⁴⁾等をあげることができよう。前記「法律・経済・商業」、「文学」、「家政」、「理学・工学」の 4 学科分野を主体に発足した短期大学教育に対し、昭和 30 年代には“理工教育”振興の、昭和 40 年代には“教員養成教育”振興の、そして昭和 40 年代末から 50 年代はじめにかけての“医療技術者養成教育”振興の担い手としての期待が短期大学教育にかけられていたことを示して

いる。

このような短期大学教育をめぐる再編の動きは何を意味するのであろうか。そこには、短期大学教育を積極的に社会と対峙する教育への転換が意図されていたといえよう。しかし、むろん設置認可されているすべての短期大学がこれらの動向に呼応したわけではない。個々の短期大学は開設時の基盤に生まれながら再編をこころみ、そこにはさまざまな取捨選択、変化の対応がみられるのである。それでは、わが国短期大学教育の実態はこれまでどのように捉えられ、どのように理解されてきたのであろうか。先行研究の成果からその分析の視点を整理してみよう。

短期大学教育の学生定員の量的変化および、学科編成の再編に関する研究は高等教育に関する研究の中でもどちらかといえばたち遅れの目立つ分野である。その中において学生定員および学科の質を対象とした研究をあげるならば、(1)『女子高等教育の社会学的一考察』¹⁵⁾、(2)『大学教育』¹⁶⁾、(3)『私立短期大学白書』¹⁷⁾、(4)『変革期の大学像』¹⁸⁾、等をあげることができる。しかし、これらの研究はいずれも学生定員別分析あるいは学科数別分析となっており、この両者を同時に視座に入れた研究はこれまでのところみられない。本研究では、学生定員と学科の関係を重視することによって短期大学教育の変貌過程を明らかにしたいと考えた。ところで、わが国の短期大学は実にさまざまな規模および学科編成で開設されており、また、その後の展開も一様ではない。それゆえに、学生定員、あるいは学科を分析単位とする総体的な分析にとどまる限り、個々の短期大学の再編の事実は平均的短期大学像としてまとめられるか、さもなければ総体の中に埋没されざるをえず、その結論を直ちに個別短期大学の示す再編としてとらえることはできない。したがって、分析の方法は単に総体的な“統計的”分析によるだけでなく、また個々の学校の態様について“事例的”に分析するだけでは十分ではない。その点、個別短期大学の特性を類型化し、その類型にもとづいた方法で分析するならば、そこから従来の研究では得られなかった短期大学像が浮び上がってくるのではないかと考えられる。そこで、短期大学教育の像を捉え直すための分析の視点・方法が問題になるが、まず、その視点について述べれば、それは次の3点に集約される。すなわち、その第1の視点は、学生定員を“量”として捉え、その推移から学生定員の量的変化の実態を解明すること、その第2の視点は、学科編成を“質”として捉え、その変化の実態から学科再編を解明することである。しかし、量的変化の実態、学科編成の変化が個々別々に分析されるならば、量的分析からは

量的特徴の、質的分析からは質的特徴の強調された短期大学像しか描き出されないことになる。ところが、短期大学教育に限らず、一般に教育機関の量は質に、質は量に規定され、その実像は量と質の相互規定関係に実在するものである。したがって、量と質を同時に視座に入れた量的・質的变化の実態の分析が、この際、極めて重要な視点として指摘されるのである。これを第3の視点としたい。また、方法については、個別短期大学の変化の実状を詳細に把握することのできるように「統計的」分析と「事例的」分析とを結合した方法論を開発することにした。

本研究は、このような問題意識から「統計的」分析と「事例的」分析とを結合し、個別短期大学の再編過程の把握を可能とした、いうならば筆者が「量的・質的」分析法と名づけた方法を用い、その中で個別短期大学の実像を捉えようとするものである。そのためにはまず、個別短期大学の学生定員の量的変化、学科編成の展開のそれぞれについて、これをある一定の基準で類型化し、全体像と個別短期大学との関係を明らかにする必要があると考えている。そこで本研究では、学生定員の量的変化の実態を第Ⅱ章において「学校規模変化率」分析法と名づける方法を用いることによって明らかにし、次に、学科編成の展開の実態を第Ⅲ章において「学科分野数変化率」分析法と名づける方法を用いることによって明らかにし、その後、第Ⅳ章において学生定員の量的変化と学科再編とのかかわりを、前述の「量的・質的」分析法を用いることによって明らかにしようとしている。

このような視点・方法を可能とするためには、現行短期大学のすべてが分析の対象とされねばならないことはいうまでもなく、また、その変化は一時期の、あるいは変化の部分的な解明にとどまらず、設置後の変化が今日にいたるまで全期間にわたり、かつ、その変化のすべてが詳細に分析検討されねばならない。

本研究の分析対象となった短期大学は昭和56年5月1日現在設置認可されている523校¹⁹⁾である。また、分析対象とした学科および学生定員は本科に限定しているが、そのうち学生募集停止中の学科および学生定員は分析の対象から除外してある。

この523校の変化のうち、設置認可時の学科編成、学生定員、および設置認可後の学科再編については主として『官報』、『法令全書』の告示事項を基礎資料とし、設置認可後の学生定員の変更については『短期大学一覧』（文部省大学学術局、昭和25～40年度版）、『短期大学・高等専門学校一覧』（文部省大学学術局教育課監修、昭和41～56年版）を参考とした。